

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○保健所長事務委任規則及び採血及び供血あつせん業取締法施行細則の一部を改正する規則..... (医務薬務課)	22
○北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則..... (農業経済課)	22
告 示	
○平成15年度第3次2等陸士、2等海士及び2等空士の募集期間..... (市町村課)	22
○平成15年度第3次2等陸士、2等海士及び2等空士の試験期日、試験場等..... (市町村課)	22
○一般競争入札の実施..... (統計課)	24
○有害図書類の指定..... (生活文化・青少年室)	24
○大規模小売店舗立地法第6条第1項(変更)の届出..... (地域産業課)	25
○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定..... (土地改良指導課)	25
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (土地改良指導課)	25
○北海道林業改善資金収納事務の私人委託の一部改正..... (林業振興課)	26
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	26
○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)	26
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	26
○知事権限に係る保安林の指定の解除(2件)..... (治山課)	27
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	27
○公共測量の実施の通知(3件)..... (建設部総務課)	27
○公有水面の埋立ての承認..... (砂防災害課)	28
○特定調達契約に係る入札の公告..... (公園下水道課)	29
公 表	
○平成15年第2回北海道補正予算の要領..... (財政課)	32
公 告	
○公募型プロポーザルの実施..... (産業振興課)	45
○公募型プロポーザルの実施..... (道産食品安全室)	46
支庁告示	
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了.....	46

支庁公告

○公募型プロポーザルの実施..... 47

札幌医科大学告示

○一般競争入札の実施..... 48

釧路十勝海区漁業調整委員会告示

○釧路十勝海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規定..... 49

釧路十勝海区漁業調整委員会指示

○河口付近における「さけ・ます」採捕の制限..... 49

渡島海区漁業調整委員会指示

○定置漁業の保護区域..... 49

○釣漁法によるさけの採捕禁止区域の設定..... 49

公布された規則のあらまし

保健所長事務委任規則及び採血及び供血あつせん業取締法施行細則の一部を改正する規則(規則第85号)

1 趣旨及び内容

採血及び供血あつせん業取締法等の改正に伴い、次に掲げる規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

- (1) 保健所長事務委任規則(昭和57年北海道規則第10号)
- (2) 採血及び供血あつせん業取締法施行細則(昭和31年北海道規則第133号)

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(規則第86号)

1 趣旨

農業近代化資金の利子補給率を改定することとするため、この規則を制定することとした。

2 内容

農業近代化資金の利子補給率のうち、年0.5パーセントとあるものを年0.65パーセントに引き上げることとした(第2条の表関係)。

3 施行期日等

この規則は、公布の日から施行し、平成15年5月23日以後の利子補給承認分から適用することとした。

規	則	日以後に利子補給についての知事の承認を受けた農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給についての知事の承認を受けた農業近代化資金については、なお従前の例による。				
保健所長事務委任規則及び採血及び供血あつせん業取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成15年8月5日 北海道知事 高 橋 はるみ		告 示				
北海道規則第85号 保健所長事務委任規則及び採血及び供血あつせん業取締法施行細則の一部を改正する規則 (保健所長事務委任規則の一部改正) 第1条 保健所長事務委任規則（昭和57年北海道規則第10号）の一部を次のように改正する。 第31号中「採血及び供血あつせん業取締法」を「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に、「第12条第1項」を「第23条第1項」に改める。 (採血及び供血あつせん業取締法施行細則の一部改正) 第2条 採血及び供血あつせん業取締法施行細則（昭和31年北海道規則第133号）の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行細則 本則中「採血及び供血あつせん業取締法」を「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に、「採血及び供血あつせん業取締法施行規則」を「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。		北海道告示第1368号 自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条の規定により、平成15年度第3次2等陸士、2等海士及び2等空士の募集期間が次のとおり定められた。 平成15年8月5日 北海道知事 高 橋 はるみ 男子 平成15年10月1日（水）から12月31日（水）まで				
北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成15年8月5日 北海道知事 高 橋 はるみ		北海道告示第1369号 自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定により、平成15年度第3次2等陸士、2等海士及び2等空士採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり定めた。 平成15年8月5日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 試験期日 下記期間において、受付時に指定する日 平成15年10月1日（水）から12月31日（水）まで 2 試験場の名称及び位置				
		名	称	位	置	電 話 番 号
		陸上自衛隊札幌駐屯地			札幌市中央区南26条西10丁目	011 - 511 - 7116
		同	東千歳駐屯地		千歳市祝梅1016	0123 - 23 - 5131
		同	真駒内駐屯地		札幌市南区真駒内17	011 - 581 - 3139
		同	丘珠駐屯地		同 東区丘珠町161	011 - 781 - 8321
		同	滝川駐屯地		滝川市泉町236	0125 - 22 - 2141
		同	美唄駐屯地		美唄市字美唄1536 - 1	01266 - 2 - 7141
		同	岩見沢駐屯地		岩見沢市日の出4丁目313	0126 - 22 - 1001
		同	北恵庭駐屯地		恵庭市柏木町531	0123 - 32 - 2101
		同	幌別駐屯地		登別市緑町3 - 1	0143 - 85 - 2011
		同	倶知安駐屯地		虻田郡倶知安町字高砂232番地2	0136 - 22 - 1195

陸上自衛隊静内駐屯地	静内郡静内町字浦和125	01464 - 4 - 2121	自衛隊函館地方連絡部函館募集案内所	函館市千歳町27番5号	0138 - 27 - 4625
同 苗穂分屯地	札幌市東区苗穂町7丁目1番1号	011 - 711 - 4251	陸上自衛隊旭川駐屯地	旭川市春光町国有無番地	0166 - 51 - 6111
海上自衛隊余市防備隊	余市郡余市町港町番外地	0135 - 23 - 2243	同 名寄駐屯地	名寄市字内淵84	01654 - 3 - 2137
自衛隊札幌地方連絡部	札幌市南区真駒内17	011 - 631 - 5471	同 上富良野駐屯地	空知郡上富良野町南町4丁目	0167 - 45 - 3101
自衛隊札幌地方連絡部苫小牧出張所	苫小牧市表町1丁目1 - 6 神田ビル1F	0144 - 32 - 3725	同 留萌駐屯地	留萌市緑ヶ丘町1丁目6番地	0164 - 42 - 2655
自衛隊札幌地方連絡部室蘭募集事務所	室蘭市東町2丁目21 - 10 石井ビル1F	0143 - 44 - 9533	同 遠軽駐屯地	紋別郡遠軽町向遠軽272	01584 - 2 - 5275
自衛隊札幌地方連絡部小樽募集事務所	小樽市稲穂1丁目12 - 8	0134 - 22 - 5521	航空自衛隊稚内分屯基地	稚内市恵比須5丁目2番1号	0162 - 23 - 5377
自衛隊札幌地方連絡部北広島募集事務所	北広島市北進町1丁目2 - 2 中央バスターミナル4F	011 - 373 - 3067	自衛隊旭川地方連絡部	旭川市春光町無番地	0166 - 51 - 6055
自衛隊札幌地方連絡部岩見沢募集事務所	岩見沢市2条西5丁目8番地 西村ビル2F	0126 - 23 - 5514	自衛隊旭川地方連絡部名寄出張所	名寄市西1条南9丁目45	01654 - 2 - 3921
自衛隊札幌地方連絡部滝川募集事務所	滝川市大町1丁目8 - 27 滝川市職業訓練センター1F	0125 - 22 - 2140	自衛隊旭川地方連絡部稚内募集事務所	稚内市大黒4丁目6 - 34	0162 - 23 - 2721
自衛隊札幌地方連絡部倶知安募集事務所	虻田郡倶知安町南3条東1丁目1 - 1	0136 - 23 - 3540	自衛隊旭川地方連絡部留萌募集事務所	留萌市開運町1丁目4 - 5	0164 - 42 - 4650
自衛隊札幌地方連絡部千歳募集事務所	千歳市錦町4丁目33 - 1	0123 - 23 - 2642	自衛隊旭川地方連絡部紋別募集事務所	紋別市潮見町1丁目2 - 8	01582 - 3 - 2696
自衛隊札幌地方連絡部江別募集事務所	江別市野幌町40 - 16	011 - 383 - 8955	自衛隊旭川地方連絡部上富良野募集事務所	空知郡上富良野町栄町2丁目1 - 47	0167 - 45 - 3412
自衛隊札幌地方連絡部新札幌募集案内所	札幌市厚別区厚別南2丁目6 - 25		自衛隊旭川地方連絡部遠軽募集事務所	紋別郡遠軽町岩見通南3丁目1 - 4	01584 - 2 - 6616
自衛隊札幌地方連絡部琴似募集案内所	同 西区琴似3条1丁目530 - 10 - 3 琴似3.1ビル内	011 - 643 - 4929 011 - 643 - 7379	自衛隊旭川地方連絡部枝幸募集事務所	枝幸郡枝幸町新栄町812番地	01636 - 2 - 1593
自衛隊札幌地方連絡部月寒募集案内所	札幌市豊平区月寒中央通8丁目3 - 31	011 - 851 - 7801	自衛隊旭川地方連絡部旭川募集案内所	旭川市宮下通り8丁目 弘済会ビル内	0166 - 22 - 0648
陸上自衛隊函館駐屯地	函館市広野町6番18号	0138 - 51 - 9171	陸上自衛隊帯広駐屯地	帯広市南町南7線31番地	0155 - 48 - 5121
自衛隊函館地方連絡部	同 広野町6番25号	0138 - 53 - 6241	同 美幌駐屯地	網走郡美幌町字田中	01527 - 3 - 2114
自衛隊函館地方連絡部松前募集事務所	松前郡松前町字建石49 - 42	01394 - 2 - 3774	同 別海駐屯地	野付郡別海町西春別42 - 1	01537 - 7 - 2231
自衛隊函館地方連絡部八雲募集事務所	山越郡八雲町末広町111 - 2	01376 - 2 - 2692	同 釧路駐屯地	釧路郡釧路町字別保112番地	0154 - 40 - 2011
自衛隊函館地方連絡部今金募集事務所	瀬棚郡今金町字今金142 - 6	01378 - 2 - 0258	自衛隊帯広地方連絡部	帯広市西14条南14丁目4番地	0155 - 23 - 5882 0155 - 23 - 2485
自衛隊函館地方連絡部江差募集事務所	檜山郡江差町字姥神10 - 13	01395 - 2 - 2476	自衛隊帯広地方連絡部釧路出張所	釧路市末広町13丁目1番 GEエジソン生命ビル2F	0154 - 22 - 1053
			自衛隊帯広地方連絡部北見募集事務所	北見市北4条東6丁目11	0157 - 23 - 6826
			自衛隊帯広地方連絡部根室募集事務所	根室市松本町4丁目15 - 2	01532 - 4 - 3651

自衛隊帯広地方連絡部網走募集事務所	網走市北6条西2丁目8-1	0152-44-5743
自衛隊帯広地方連絡部中標津募集事務所	標津郡中標津町東1条南1丁目7-1	01537-2-0120
自衛隊帯広地方連絡部帯広募集案内所	帯広市西5条南13丁目 第2いせきビル2F	0155-23-8718

3 受験手続

(1) 志願書類の請求

最寄りの市・区役所、町・村役場又は自衛隊地方連絡部において取り扱う。

志願書類の郵送希望者は、あて先を明記した返信用封筒に80円切手をはって同封し、最寄りの市・区役所、町・村役場又は自衛隊地方連絡部に請求すること。

(2) 提出書類及び提出先

2等陸・海・空士志願票（1通）を最寄りの市・区役所、町・村役場又は自衛隊地方連絡部に提出又は郵送すること。

(3) その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに最寄りの自衛隊地方連絡部に連絡すること。

北海道告示第1370号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年8月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 事業の名称 平成15年住宅・土地統計調査の新聞による広告業務

(2) 事業の内容等 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 入札説明書による。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総合企画部統計課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階共用A会議室

(2) 入札日時 平成15年8月26日（火）午前11時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以

下「消費税等」という。）相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の免除、納付方法は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付期間 平成15年8月5日から20日まで

(3) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道総合企画部統計課

イ 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目

電話番号 011-231-4111 内線 23-682

(4) この入札の執行は、公開する。

(5) 詳細は、入札説明書による。

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第5条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。

平成15年8月5日

図書類 の種類	図書コード 等又は日本 ビデオ倫理 協会審査番 号等	北海道知事 高 橋 はるみ	
		図 書 類 の 名 称	発行所、制作所、 受 審 会 社 等
雑誌	13701-8	コミックまあるまん	2003年8月号 株式会社ぶんか社
同	07373-08	ヴァッカ Vol.49	2003年8月1日発行 パウハウス
同	16487-8	デラベっぴん	2003年8月号 英知出版
同	02591-08	まんがカルビ POWER	2003年8月号 若生出版株式会社
同	07680-8	ZUBA王【ズパオー】	2003年8月号 英知出版
同	08595-8	M's アクション	2003年8月号 双葉社
同	08397-08	マガジン・ウォー	2003年8月号 株式会社マガジン マガジン
同	04039-08	ザ・ベスト MAGAZINE ORIGINAL	2003年8月号 KKベストセラーズ
同	08398-07	実話 ウォーA組	2003年7月15日発行 株式会社マガジン マガジン
同	19151-8	ラビアン	2003年8月号 笠倉出版社
指定の理由		著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等 であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため	

北海道告示第1372号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年12月5日までに北海道網走支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年8月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーTマート東武 常呂郡端野町字3区572番地1ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の

氏名

株式会社東武 代表取締役 千葉 正治 標津郡中標津町東5条北1丁目1番地

(3) 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) ザ・東武

(変更後) スーパーTマート東武

(4) 変更の年月日 平成15年7月5日

(5) 変更する理由 店舗を改装し新たなイメージで店舗政策を行うため

2 届出年月日 平成15年7月25日

3 届出等の縦覧

(1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課及び北海道網走支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間 平成15年8月5日(火)から12月5日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間 午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第1373号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により夕張土地改良区の行う土地改良（維持管理）の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成15年8月6日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年8月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第1374号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成15年8月6日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年8月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
軍 豊	畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水、区画整理、暗きょ、土層改良）	北海道十勝支庁
吉 野	ほ場整備〔担い手育成型〕（区画整理、農業用排水、暗きょ）	北海道胆振支庁

北海道告示第1375号

昭和51年北海道告示第4109号（北海道林業改善資金収納事務の私人委託）の一部を次のように改正する。

平成15年8月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

「士別市森林組合 士別市東丘1丁目3番12号」を「士別地区森林組合 士別市東丘1丁目3番12号」に改める。

北海道告示第1376号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年8月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 亀田郡戸井町字丸山1の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字丸山1の1（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び戸井町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林予定森林の所在場所 夕張郡長沼町字馬追原野3555・3556・3557の1・3558・4826・4841・4849・4850・4862・4865・4866・4874から4876まで・4893の1・4897・4943・5074・5083・5102・5119（以上21筆について次の図に示す部分に限る。）、4991、4993、5006

(2) 指定の目的 風害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知支庁経済部林務課及び長沼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1377号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成15年8月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林の所在場所 勇払郡早来町字瑞穂529の1（次の図に示す部分に限る。）、528

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字瑞穂528・529の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び早来町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1378号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年8月5日

北海道知事 高 橋 はるみ		北海道知事 高 橋 はるみ	
1	解除予定保安林の所在場所	枝幸郡枝幸町乙忠部1971の3、1977の3、上音標1683の5、1683の6、1689の6、風烈布1669の3、1678の4、1751の3	1(1) 解除予定保安林の所在場所
2	保安林として指定された目的	風害の防備	(2) 保安林として指定された目的
3	解 除 の 理 由	指定理由の消滅	(3) 解 除 の 理 由
北海道告示第1379号		道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。）	
森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。		2(1) 解除予定保安林の所在場所	
平成15年8月5日		積丹郡積丹町（国有林。次の図に示す部分に限る。）	
北海道知事 高 橋 はるみ		(2) 保安林として指定された目的	
1	解除に係る保安林の所在場所	紋別郡雄武町字中雄武129の7、129の8	公衆の保健
2	保安林として指定された目的	風害の防備	(3) 解 除 の 理 由
3	解 除 の 理 由	指定理由の消滅	道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。）
北海道告示第1380号		3(1) 解除予定保安林の所在場所	
森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。		積丹郡積丹町（国有林。次の図に示す部分に限る。）	
平成15年8月5日		(2) 保安林として指定された目的	
北海道知事 高 橋 はるみ		魚つき	
1	解除に係る保安林の所在場所	常呂郡佐呂間町字共立79の1・79の2・79の7・79の8・79の13（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）	(3) 解 除 の 理 由
2	保安林として指定された目的	風害の防備	道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。）
3	解 除 の 理 由	農道用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁経済部林務課及び佐呂間町役場に備え置いて縦覧に供する。）	北海道告示第1382号
北海道告示第1381号		函館開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。	
農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。		平成15年8月5日	
平成15年8月5日		北海道知事 高 橋 はるみ	
1	作業種類	公共測量（2・3級基準点測量）	
2	作業期間	平成15年7月20日から9月24日まで	
3	作業地域	知内町	
北海道告示第1383号			

旭川開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年8月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|---|------|----------------------|
| 1 | 作業種類 | 公共測量（2・4級基準点測量） |
| 2 | 作業期間 | 平成15年6月27日から10月28日まで |
| 3 | 作業地域 | 比布町 |

北海道告示第1384号

留萌開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年8月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|---|------|----------------------|
| 1 | 作業種類 | 公共測量（道路管理） |
| 2 | 作業期間 | 平成15年6月27日から10月17日まで |
| 3 | 作業地域 | 天塩町及び苫前町 |

北海道告示第1385号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを承認した。

平成15年8月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|-----|------------|---|
| 1 | 承認年月日 | 平成15年7月28日 |
| 2 | 承認を受けた国の官庁 | |
| (1) | 名 称 | 農林水産省 |
| (2) | 住 所 | 東京都千代田区霞が関1の2の1 |
| (3) | 代表者の氏名 | 農林水産大臣臨時代理 国務大臣 谷垣 禎一 |
| 3 | 埋立区域 | |
| (1) | 位 置 | 苫前郡苫前町字苫前83番1、85番2及び508番地先の公有水面 |
| (2) | 区 域 | |
| ア | A 区域 | 次の①の地点から⑧の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点とを結んだ線によって囲まれた区域 |
| | ①の地点 | 苫前漁港原点（北緯44度18分55秒849、東経141度39分16秒961、X = 35,227.235、Y = - 47,487.353）から方向角268度 |

- | | |
|---------|--|
| | 19分27秒の方向559.30mの地点 |
| ②の地点 | ①の地点から方向角340度29分53秒の方向88.17mの地点 |
| ③の地点 | ②の地点から方向角70度29分53秒の方向290.00mの地点 |
| ④の地点 | ③の地点から方向角160度29分54秒の方向60.00mの地点 |
| ⑤の地点 | ④の地点から方向角250度29分53秒の方向230.00mの地点 |
| ⑥の地点 | ⑤の地点から方向角160度29分54秒の方向17.39mの地点 |
| ⑦の地点 | ⑥の地点から方向角269度30分36秒の方向4.55mの地点 |
| ⑧の地点 | ⑦の地点から方向角263度02分44秒の方向51.20mの地点 |
| イ B 区 域 | 次の⑨の地点から⑭の地点までを順次に結んだ線及び⑨の地点と⑭の地点とを結んだ線によって囲まれた区域 |
| ⑨の地点 | 苫前漁港原点（北緯44度18分55秒849、東経141度39分16秒961、X = 35,227.235、Y = - 47,487.353）から方向角266度02分28秒の方向490.38mの地点 |
| ⑩の地点 | ⑨の地点から方向角160度29分52秒の方向102.00mの地点 |
| ⑪の地点 | ⑩の地点から方向角251度16分18秒の方向54.51mの地点 |
| ⑫の地点 | ⑪の地点から方向角160度29分47秒の方向2.00mの地点 |
| ⑬の地点 | ⑫の地点から方向角250度30分10秒の方向5.49mの地点 |
| ⑭の地点 | ⑬の地点から方向角340度29分52秒の方向99.71mの地点 |
| (3) 面 積 | A 区域 18,082.89㎡
B 区域 6,000.47㎡
計 24,083.36㎡（海浜地盛土 3,503.46㎡） |

4 埋立てに関する工事の施行区域

- | | |
|---------|--|
| (1) 位 置 | 苫前郡苫前町字苫前83番1、85番2及び508番地先 |
| (2) 区 域 | 次のイの地点からルの地点までを順次に結んだ線及びイの地点とルの地点とを結んだ線によって囲まれた区域 |
| イの地点 | 苫前漁港原点（北緯44度18分55秒849、東経141度39分16秒961、X = 35,227.235、Y = - 47,487.353）から方向角261度56分52秒の方向543.26mの地点 |
| ロの地点 | イの地点から方向角250度29分52秒の方向20.00mの地点 |
| ハの地点 | ロの地点から方向角340度29分53秒の方向171.55mの地点 |
| ニの地点 | ハの地点から方向角70度29分53秒の方向443.21mの地点 |
| ホの地点 | ニの地点から方向角160度29分51秒の方向76.82mの地点 |
| ヘの地点 | ホの地点から方向角230度21分58秒の方向217.81mの地点 |
| トの地点 | ヘの地点から方向角160度29分54秒の方向86.64mの地点 |
| チの地点 | トの地点から方向角115度29分52秒の方向28.28mの地点 |

リの地点	チの地点から方向角250度29分06秒の方向60.00mの地点
ヌの地点	リの地点から方向角265度15分27秒の方向28.54mの地点
ルの地点	ヌの地点から方向角251度16分17秒の方向151.12mの地点
(3) 面 積	82,180.47㎡
5 埋 立 地 の 用 途	漁港施設用地

北海道告示第1386号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年8月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 契約の目的の名称

道立噴火湾パノラマパークビジターセンター等整備運営事業

(2) 契約の目的の仕様その他明細

P F I 方式による道立噴火湾パノラマパーク内の公園施設（管理事務所、多目的体育館、体験学習室、情報展示・休憩スペース、物販スペース、駐車場、エントランス広場、オートキャンプ場等）の整備、維持管理及び運営業務

(3) 事業期間 事業契約締結の日から平成43年3月31日までとする。

(4) 履行場所 北海道山越郡八雲町浜松368番1ほか

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 入札参加資格

ア 入札参加者の構成

(ア) 入札参加者は、本施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）、建設する企業（以下「建設企業」という。）及び運営する企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業（以下「構成員」という。）により構成されるグループとする。

(イ) 入札参加者は、グループの代表企業を定め、構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにすること。また、入札手続は必ず代表企業が行うこと。

(ウ) 建設企業が設計企業の資格要件を満たしている場合は、建設企業が設計企業を兼ねることもできる。また、設計企業又は建設企業が運営企業を兼ねることもできる。

(エ) 入札参加者は、構成員以外の者で、事業契約締結後、業務を委託し、又は請け負わせることを予定している者（以下「協力企業」という。）がある場合は、3の(1)に定める一般入札参加資格審査の申請において協力企業として明らかにすること。

(オ) 一入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員及び協力企業となることはできない。

(カ) 3の(1)に定める一般競争入札参加資格審査の申請により参加の意思を表明した入札参加者の構成員及び協力企業の変更及び追加は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、道と協議を行うこととする。協議の結果、道が妥当と認めた場合には、入札参加者の代表企業以外の構成員及び協力企業を、入札参加資格審査を受けた上で入札書及び提案書の提出期限までに変更及び追加することができるものとする。

イ 入札参加者の資格要件

入札参加者の構成員は、次の要件を満たすこと。

(ア) 設計企業

入札参加者の構成員のうち設計業務にあたる者は、次のいずれにも該当すること。また、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、そのうちいずれかの者が次のいずれにも該当すること。

a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

b 平成15年北海道告示第17号に規定する建築物の設計の資格を有すること。

(イ) 建設企業

入札参加者の構成員のうち建設業務にあたる者は、次のいずれにも該当すること。また、建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、a及びbの要件について、いずれかの者が該当すること。

a 建設業法（昭和24年法律第100号）第17条の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けているとともに、平成15年北海道告示第17号に規定する建築工事の資格を有しており、その資格審査の際における客観的審査事項について算定した評価数値が900点以上であること。

b 建設業法第17条の規定により、土木一式工事につき特定建設業の許可を受けているとともに、平成15年北海道告示第17号に規定する一般土木工事の資格を有しており、その資格審査の際における客観的審査事項について算定した評価数値が1,020点以上であること。

ウ 構成員の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員となることができない。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(イ) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けている者

(ウ) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てがなされて

いる者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者等（再審査の結果、北海道競争入札参加資格を有している者を除く。）

(エ) 道税、消費税及び地方消費税を滞納している者

(オ) 10の(3)に示す事業者選考委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者

なお、「資本面若しくは人事面において関連がある者」とは、次のa又はbに該当する者をいう（以下同じ。）。

a 当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

b 当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者

(カ) 本公園の基本設計業務の受託者である株式会社ドーコン、本事業のアドバイザー業務の受託者であるパシフィックコンサルタンツ株式会社又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者

(2) 北海道競争入札参加資格の審査申請

入札参加者の構成員で平成15年北海道告示第17号に規定する資格を有していない者は、当該告示で定める手続により北海道競争入札参加資格審査の申請を行い、3の(1)に定める一般競争入札参加資格審査の申請書を提出する日までに参加資格を得ること。

なお、申請の際には、別紙3の書類を添付し、期限に余裕を持って提出すること。

3 一般競争入札参加資格の審査

(1) 申請書受付

本入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書及び必要書類を受付期間内に提出すること。

この入札は、地方自治法施行令第167条の5の2の規定による一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(1)に掲げる入札参加資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。一般競争入札参加資格審査申請は、入札参加を予定しているグループごとに行うこと。

ア 受付時期 平成15年9月8日（月）から30日（火）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 本事業の事務局

ウ 提出方法 受付まで持参のこと。電子メール又は送付による申請は、受け付けない。

(2) 一般競争入札参加資格審査結果の通知等

入札参加資格審査の結果については、平成15年10月10日（金）までに一般競争入札参加資格確認通知書により申請者（代表企業）に通知する。通知に使用する封筒は、切手430円分を貼付した上、申請書及び必要書類とともに提出すること。

一般競争入札参加資格確認通知書において、入札参加資格がないと認められた者は、道に対して入札参加資格がないと認めた理由について、平成15年10月23日（木）までに書面（様式自由。ただし、代表者印を要する。）を提出することにより、説明を求めることができる。

4 契約条項を示す場所 本事業の事務局

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道建設部建築整備室入札室（送付による場合は、封筒に「入札書及び提案書」と朱書きし、配達証明郵便等で北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部公園下水道課公園緑地グループへ提出すること。）

(2) 入札日時 平成15年12月24日（水）午後1時30分（送付による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

入札書の開札は、入札参加者又はその代理人の立ち会いの上行うものとし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない道職員を立ち会わせるものとする。

なお、開札において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者及びその入札価格のみを発表する。この際に、入札価格の公表は行わない。

6 入札保証金 入札保証金は、免除する。

7 郵便等による入札の可否 認める。

8 契約書作成の要否 要

9 入札説明書の配布に関する事項

入札公告後、本事業への入札参加を希望する者に、以下の場所にて入札説明書を配布する。

(1) 配布期間 平成15年8月5日（火）から15日（金）までの土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時までとする。

(2) 配布場所 本事業の事務局

10 その他

(1) 議会の議決を要する契約

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11

年法律第117号)第9条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第25号)の規定により、北海道議会の議決に付さなければならない事業であるため、北海道議会の議決を得た後に本契約を締結する。

(2) 無効入札

開札時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札の方法及び落札者の決定

この入札は、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方法によるので、入札に参加しようとする者は、入札書の提出とともに、契約の対象となる物件の性能、機能及び維持管理・運営方法等を記載した提案書を提出しなければならない。

入札参加者から提出された提案書の審査を行うため、学識経験者、有識者等で構成される事業者選考委員会を既に設置済みである。道は、事業者選考委員会の審査結果を踏まえて、落札者を決定する。その際、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、同条第3項の規定による落札者決定基準により、価格その他の条件が最も有利なものをもって入札をした者を落札者とする。

(4) 落札者決定基準

落札者決定にあたっての審査基準については、入札公告時に示す「道立噴火湾パノラマパークビジターセンター等整備運営事業落札者決定基準」を参照のこと。

なお、審査項目(大項目)別の配点(案)は、次のとおりである。

審査項目(大項目)	配点
価格以外の配点(70点)	
施設の整備及び維持管理に関する事項	35点
施設の運営に関する事項	20点
事業計画に関する事項	15点
価格の配点(30点)	
入札価格に関する事項	30点
合 計	100点

(5) 予定価格及び現在価値価格

ア 予定価格(名目額) 3,164,823,000円(消費税等を含む。)

イ 現在価値価格(名目額を割引率4パーセントで割り引いた額)

2,132,434,275円(消費税等を含む。)

(6) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、現在価値価格(名目額を割引率4パーセントで割り引いた額)についても、消費税等を除いた額を入札書に記載すること。

(7) 入札説明の日時等

ア 開催日時 平成15年8月6日(水)午後1時30分

イ 開催場所 ホテルポールスター札幌 4階シンフォニー
札幌市中央区北4条西6丁目

ウ 参加方法 参加希望者は、入札説明会参加者名簿を持参の上、直接開催場所へ集合すること。

本事業の事務局 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道建設部公園下水道課 公園緑地グループ
電話番号 011-231-4111 内線 29-605
ファックス 011-232-2618
電子メール kensetsu.koka2@pref.hokkaido.jp

(8) 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、選定事業者は建設工事の履行を確保するため、建設工事期間について建設工事に相当する金額の100分の10以上について、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険付保等による保証措置を講じなければならない。

(9) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(10) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(11) その他

詳細は、入札説明書による。

11 Summary

A. Subjects to be bid for : Under the adoption of PFI, management, maintenance, construction and design of the "Hokkaido Prefectural Funka Bay Panorama Park"

平成15年 8 月 5 日（火曜日）

北 海 道 公 報

第 1 4 9 0 号 32

under BOT or BTO method

Public facilities (administration office, multipurpose gymnasium, on-site training room, display space and lounge, sales space, parking, entrance hall, auto camp site, etc.) for the Hokkaido Prefectural Funka Bay Panorama Park

B . Time for application : Please send application forms by September 30, 2003 (Tue) 5 : 00 p.m.

C . Date of bid : December 24, 2003 (Wed) 1 : 30 p.m. (Postal bid should reach us no later than the above time and date)

D . Applications and inquiries Park and Sewage Division, Department of Construction, Hokkaido Government (Address) Kita-3 Nishi-6, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 (011) 231-4111 (ext. 29-605)

公 表

平成15年第 2 回北海道議会定例会で議決を経た平成15年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成15年 8 月 5 日

北海道知事 高 橋 はるみ

平成15年度北海道一般会計補正予算（第 1 号）

平成15年度北海道一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ156,927,757千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,848,572,222千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表地方債補正」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正
歳 入

（単位 千円）

款 項 補 正 前 の 額 補 正 額 計

3	地方譲与税	12,005,000	2,920,000	14,925,000
1	地方道路譲与税	10,775,000	2,920,000	13,695,000
5	地方交付税	701,300,000	22,200,000	723,500,000
1	地 方 交 付 税	701,300,000	22,200,000	723,500,000
7	分担金及び負担金	49,198,771	△ 49,895	49,148,876
1	分 担 金	3,532,392	△ 105,011	3,427,381
2	負 担 金	45,666,379	55,116	45,721,495
9	国庫支出金	472,731,077	20,581,414	493,312,491
1	国 庫 負 担 金	177,607,907	81,127	177,689,034
2	国 庫 補 助 金	292,078,403	19,950,925	312,029,328
3	委 託 金	3,044,767	549,362	3,594,129
10	財産収入	9,059,794	7,795	9,067,589
1	財産運用収入	4,376,045	6,995	4,383,040
2	財産売却収入	4,683,749	800	4,684,549
11	寄 附 金	122,016	6,064	128,080
1	寄 附 金	122,016	6,064	128,080
12	繰 入 金	17,689,224	22,780,265	40,469,489
1	特別会計繰入金	3,424,092	△ 1,800	3,422,292
2	基金繰入金	14,265,132	22,782,065	37,047,197
14	諸 収 入	294,529,390	13,195,614	307,725,004
2	預 金 利 子	35,759	810	36,569
3	貸 付 金 収 入	273,316,036	12,950,289	286,266,325
4	受 託 事 業 収 入	3,921,420	7,532	3,928,952
5	収 益 事 業 収 入	8,470,000	39,000	8,509,000
6	雑 入	7,282,587	195,983	7,480,570
15	道 債	470,475,000	75,286,500	545,761,500
1	道 債	470,475,000	75,286,500	545,761,500
	歳 入 合 計	2,691,644,465	156,927,757	2,848,572,222

歳 出

（単位 千円）

款 項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費	3,958,085	32,017	3,990,102
1 議 会 費	3,958,085	32,017	3,990,102

2	総務費	224,977,226	36,089,496	261,066,722	9	高齢者保健福祉費	2,554,957	4,749,883	7,304,840
1	総務管理費	105,098,941	7,139,937	112,238,878	10	介護保険費	33,264,930	334,470	33,609,400
2	国際交流費	409,065	222,461	631,526	11	障害者保健福祉費	11,409,006	2,119,249	13,528,255
3	徴税費	96,684,565	22,194	96,706,759	12	児童家庭費	8,893,008	2,137,537	11,030,545
4	学事宗務費	12,599,835	27,822,402	40,422,237	13	保護費	34,910,725	27,902	34,938,627
5	防災費	1,541,929	124,386	1,666,315	6	経済費	210,384,483	21,899,351	232,283,834
6	領土復帰対策費	649,647	155,128	804,775	1	経済管理費	7,479,335	15,843	7,495,178
8	札幌医科大学費	2,654,104	191,501	2,845,605	2	産業政策推進費	144,087	1,100,042	1,244,129
9	選挙費	3,087,920	411,487	3,499,407	3	資源エネルギー費	3,369,916	83,633	3,453,549
3	総合企画費	16,777,366	7,878,936	24,656,302	4	産業立地費	14,962,423	3,163,854	18,126,277
1	総合企画管理費	7,040,737	482,914	7,523,651	5	産業振興費	5,843,942	5,584,070	11,428,012
2	政策費	314,343	519,668	834,011	6	金融費	166,239,949	10,209,524	176,449,473
3	地域振興費	4,251,085	4,516,747	8,767,832	7	貿易経済交流費	80,080	39,136	119,216
4	交通企画費	2,690,760	1,885,129	4,575,889	8	雇用対策費	7,257,534	1,262,553	8,520,087
5	IT推進費	2,480,441	474,478	2,954,919	9	労政福祉費	124,185	24,789	148,974
4	環境生活費	8,892,775	2,021,070	10,913,845	10	人材育成費	3,378,938	128,751	3,507,689
1	環境生活管理費	4,680,489	42,144	4,722,633	11	観光費	370,650	279,318	649,968
2	環境政策費	316,653	138,775	455,428	12	工鉱業試験調査費	365,526	7,838	373,364
3	環境保全費	488,345	382,034	870,379	7	農政費	248,446,254	14,221,526	262,667,780
4	廃棄物対策費	92,584	178,340	270,924	1	農政管理費	19,600,488	7,093	19,607,581
5	自然環境費	708,911	446,630	1,155,541	2	農地調整費	4,326,593	446,589	4,773,182
6	文化振興費	1,173,090	80,552	1,253,642	3	農業経済費	13,209,090	140,244	13,349,334
7	生活振興費	953,959	505,294	1,459,253	4	土地改良指導費	69,205,835	5,556,449	74,762,284
8	青少年対策費	109,810	133,427	243,237	5	農業改良普及費	2,028,022	336,154	2,364,176
9	女性対策費	210,760	11,668	222,428	6	構造改善費	9,110,338	3,639,365	12,749,703
10	交通安全対策費	158,174	102,206	260,380	7	農村計画費	501,613	8,000	509,613
5	保健福祉費	222,240,780	20,042,305	242,283,085	8	農業農村整備事業費	117,082,103	2,527,896	119,609,999
1	保健福祉管理費	29,344,467	3,383,608	32,728,075	9	道産食品安全費	1,529,784	268,274	1,798,058
2	国民健康保険費	44,822,099	810,000	45,632,099	10	農産園芸費	3,146,424	481,230	3,627,654
3	地域医療費	3,558,448	4,132,446	7,690,894	11	酪農畜産費	6,217,056	255,024	6,472,080
4	保健予防費	30,212,117	1,418,627	31,630,744	12	農業企画費	186,546	263,583	450,129
5	地域保健費	1,858,177	190,595	2,048,772	13	農業試験費	2,302,362	291,625	2,593,987
6	食品衛生費	1,698,898	127,356	1,826,254	8	水産林務費	115,735,034	5,302,149	121,037,183
7	薬務費	96,989	20,283	117,272	1	水産林務管理費	14,171,774	2,442	14,174,216
8	地域福祉費	19,606,659	580,349	20,187,008					

平成15年8月5日（火曜日）

北 海 道 公 報

第1490号 34

2	森 林 環 境 費	2,976,742	479,305	3,456,047	8	都 市 環 境 費	31,216,088	3,066,400	34,282,488
3	企 画 調 整 費	318,993	76,214	395,207	9	公 園 下 水 道 費	9,563,257	323,245	9,886,502
4	水 産 経 営 費	5,423,065	132,486	5,555,551	10	ま ち づ くり 推 進 費	106,315	9,891	116,206
5	栽 培 振 興 費	820,813	1,090,456	1,911,269	11	営 繕 費	121,287	14,534	135,821
6	漁 港 漁 村 費	47,494,027	1,370,874	48,864,901	10	警 察 費	140,833,979	6,005,071	146,839,050
7	漁 業 管 理 費	547,632	33,306	580,938	1	警 察 管 理 費	132,088,102	3,868,573	135,956,675
8	資 源 管 理 費	844,173	26,908	871,081	2	警 察 活 動 費	3,938,061	141,228	4,079,289
9	木 材 振 興 費	852,999	80,660	933,659	3	交 通 安 全 施 設 費	4,807,816	1,995,270	6,803,086
10	森 林 計 画 費	7,486,349	272,841	7,759,190	11	教 育 費	547,418,445	10,201,629	557,620,074
11	林 業 振 興 費	7,873,294	397,913	8,271,207	1	教 育 総 務 費	17,452,515	5,434,431	22,886,946
12	森 林 整 備 費	8,146,022	328,185	8,474,207	2	小 学 校 費	211,010,567	286,342	211,296,909
13	治 山 費	17,006,306	996,025	18,002,331	3	中 学 校 費	128,164,195	203,570	128,367,765
14	水産業試験研究費	1,453,333	14,534	1,467,867	4	高 等 学 校 費	136,613,719	2,282,124	138,895,843
9	建 設 費	410,666,524	32,795,819	443,462,343	5	特 殊 学 校 費	48,411,024	1,038,089	49,449,113
1	建 設 管 理 費	41,579,752	834,900	42,414,652	6	学 校 教 育 費	752,596	132,278	884,874
2	道 路 橋 り ょ う 費	178,712,954	21,925,997	200,638,951	7	社 会 教 育 費	2,850,810	272,103	3,122,913
3	河 川 費	74,115,086	3,182,046	77,297,132	8	保 健 体 育 費	2,163,019	552,692	2,715,711
4	空 港 港 湾 費	7,946,948	57,209	8,004,157	14	諸 支 出 金	84,442,424	438,388	84,880,812
5	砂 防 海 岸 費	23,666,434	1,786,200	25,452,634	1	繰 出 金	9,465,169	406,031	9,871,200
6	建 築 指 導 費	4,372,493	662,510	5,035,003	2	諸 費	74,977,255	32,357	75,009,612
7	住 宅 費	39,265,910	932,887	40,198,797		歳 出 合 計	2,691,644,465	156,927,757	2,848,572,222

第2表

債 務 負 担 行 為 補 正

(単位 千円)

事 項	補 正 前			補 正 後		
	期 間	限 度	額	期 間	限 度	額
昭和63年度道職員宿舍の賃借に関する債務負担行為	昭和63年度から 平成15年度まで		5,681,040	昭和63年度から 平成20年度まで		5,681,040
平成元年度道職員宿舍の賃借に関する債務負担行為	平成元年度から 平成16年度まで		7,198,813	平成元年度から 平成21年度まで		7,198,813
平成2年度道職員宿舍の賃借に関する債務負担行為	平成2年度から 平成17年度まで		7,372,875	平成2年度から 平成22年度まで		7,372,875
平成3年度道職員宿舍の賃借に関する債務負担行為	平成3年度から 平成18年度まで		9,055,545	平成3年度から 平成23年度まで		9,059,325

平成4年度道職員宿舍の賃借に関する債務負担行為	平成4年度から平成19年度まで	13,199,850	平成4年度から平成24年度まで	13,199,850
平成5年度道職員宿舍の賃借に関する債務負担行為	平成5年度から平成20年度まで	9,012,930	平成5年度から平成25年度まで	9,091,680
平成6年度道職員宿舍の賃借に関する債務負担行為	平成6年度から平成21年度まで	1,024,175	平成6年度から平成26年度まで	1,024,175
平成7年度道職員宿舍の賃借に関する債務負担行為	平成7年度から平成22年度まで	13,113,780	平成7年度から平成27年度まで	13,964,540
平成8年度道職員宿舍の賃借に関する債務負担行為	平成8年度から平成23年度まで	25,610,119	平成8年度から平成28年度まで	26,035,992
平成9年度道職員宿舍の賃借に関する債務負担行為	平成9年度から平成24年度まで	14,238,150	平成9年度から平成29年度まで	14,285,240
平成10年度道職員宿舍の賃借に関する債務負担行為	平成10年度から平成25年度まで	16,399,777	平成10年度から平成30年度まで	16,399,777
平成11年度道職員宿舍の賃借に関する債務負担行為	平成11年度から平成26年度まで	20,114,399	平成11年度から平成31年度まで	20,114,399
平成12年度道職員宿舍の賃借に関する債務負担行為	平成12年度から平成27年度まで	16,512,868	平成12年度から平成32年度まで	16,512,868
冬野菜流通対策確立促進事業に関する債務負担行為	—	—	平成15年度から平成16年度まで	47,500
平成15年度中小企業総合振興資金融資保証に伴う保証料の補給に関する債務負担行為	平成15年度から平成25年度まで	54,150	平成15年度から平成25年度まで	170,251
平成15年度北海道中小企業総合支援センター設備貸与事業に対する損失補償に関する債務負担行為	平成15年度から平成27年度まで	376,000	平成15年度から平成27年度まで	564,000
平成15年度農地保有合理化促進事業に関する債務負担行為	利子補給 —	—	平成15年度から平成25年度まで	772,491
	損失補償 —	—	平成15年度から平成26年度まで	12,545,398
平成15年度農業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成15年度から平成35年度まで	328,368	平成15年度から平成35年度まで	760,081
平成15年度農業経営基盤強化資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成15年度から平成39年度まで	230,374	平成15年度から平成40年度まで	831,730
平成15年度農業経営負担軽減支援資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	—	—	平成15年度から平成30年度まで	1,485,559
平成15年度21世紀農業フロンティア資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成15年度から平成26年度まで	6,638	平成15年度から平成27年度まで	18,736
平成15年度土地改良負担金償還平準化資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	—	—	平成15年度から平成26年度まで	146,361

平成15年度土地改良負担金償還特別対策資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	—	—	平成15年度から 平成26年度まで	3,023
平成15年度食料・環境基盤緊急確立対策事業に係る道費補助に関する債務負担行為	—	—	平成15年度から 平成24年度まで	2,788,293
平成15年度畜産振興総合対策事業に係る道費補助に関する債務負担行為	—	—	平成15年度から 平成19年度まで	15,779
平成15年度畜産環境保全施設整備特別緊急対策事業に係る道費補助に関する債務負担行為	平成15年度から 平成27年度まで	1,599,768	平成15年度から 平成27年度まで	2,399,652
平成15年度大家畜経営改善支援資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	—	—	平成15年度から 平成40年度まで	60,116
平成15年度養豚経営改善支援資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	—	—	平成15年度から 平成30年度まで	1,308
平成15年度漁業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成15年度から 平成36年度まで	421,295	平成15年度から 平成36年度まで	849,100
平成15年度漁業経営維持安定資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	—	—	平成15年度から 平成26年度まで	65,000
平成15年度水産加工経営改善促進資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	—	—	平成15年度から 平成19年度まで	28,690
八雲広域公園整備運営事業に関する債務負担行為	—	—	平成16年度から 平成43年度まで	3,164,823
平成元年度警察職員宿舍の賃借に関する債務負担行為	平成元年度から 平成15年度まで	2,938,357	平成元年度から 平成20年度まで	2,976,037
平成2年度警察職員宿舍の賃借に関する債務負担行為	平成2年度から 平成16年度まで	2,814,737	平成2年度から 平成21年度まで	2,885,995
平成3年度警察職員宿舍の賃借に関する債務負担行為	平成3年度から 平成17年度まで	3,410,650	平成3年度から 平成22年度まで	3,538,482
平成4年度警察職員宿舍の賃借に関する債務負担行為	平成4年度から 平成18年度まで	3,149,388	平成4年度から 平成23年度まで	3,308,541
平成5年度警察職員宿舍の賃借に関する債務負担行為	平成5年度から 平成19年度まで	4,236,372	平成5年度から 平成24年度まで	4,494,077
平成6年度警察職員宿舍の賃借に関する債務負担行為	平成6年度から 平成20年度まで	4,502,322	平成6年度から 平成25年度まで	4,533,198
平成7年度警察職員宿舍の賃借に関する債務負担行為	平成7年度から 平成21年度まで	1,231,074	平成7年度から 平成26年度まで	1,319,364
平成8年度警察職員宿舍の賃借に関する債務負担行為	平成8年度から 平成22年度まで	5,471,484	平成8年度から 平成27年度まで	5,725,807
平成9年度警察職員宿舍の賃借に関する債務負担行為	平成9年度から 平成23年度まで	6,074,815	平成9年度から 平成28年度まで	6,074,815

平成10年度警察職員宿舍の賃借に関する債務負担行為	平成10年度から平成24年度まで	5,745,510	平成10年度から平成29年度まで	5,745,510
平成11年度警察職員宿舍の賃借に関する債務負担行為	平成11年度から平成25年度まで	7,292,612	平成11年度から平成30年度まで	7,292,612
昭和62年度教職員宿舍の購入に関する債務負担行為	昭和62年度から平成19年度まで	3,962,278	昭和62年度から平成24年度まで	3,967,960
昭和63年度教職員宿舍の購入に関する債務負担行為	昭和63年度から平成15年度まで	3,929,328	昭和63年度から平成20年度まで	3,941,835
平成元年度教職員宿舍の購入に関する債務負担行為	平成元年度から平成16年度まで	4,104,763	平成元年度から平成21年度まで	4,118,954
平成2年度教職員宿舍の購入に関する債務負担行為	平成2年度から平成22年度まで	4,490,292	平成2年度から平成27年度まで	4,575,509
平成3年度教職員宿舍の購入に関する債務負担行為	平成3年度から平成23年度まで	5,394,896	平成3年度から平成28年度まで	5,571,176
平成4年度教職員宿舍の購入に関する債務負担行為	平成4年度から平成24年度まで	6,898,574	平成4年度から平成29年度まで	7,210,038
平成5年度教職員宿舍の購入に関する債務負担行為	平成5年度から平成25年度まで	7,944,632	平成5年度から平成30年度まで	8,365,634
平成6年度教職員宿舍の購入に関する債務負担行為	平成6年度から平成26年度まで	10,627,889	平成6年度から平成31年度まで	10,627,889
平成7年度教職員宿舍の購入に関する債務負担行為	平成7年度から平成27年度まで	13,742,017	平成7年度から平成32年度まで	14,513,653
平成8年度教職員宿舍の購入に関する債務負担行為	平成8年度から平成28年度まで	13,607,107	平成8年度から平成33年度まで	13,607,107
平成9年度教職員宿舍の購入に関する債務負担行為	平成9年度から平成29年度まで	14,105,862	平成9年度から平成34年度まで	14,105,862
平成10年度教職員宿舍の購入に関する債務負担行為	平成10年度から平成30年度まで	12,880,121	平成10年度から平成35年度まで	12,880,121
平成11年度教職員宿舍の購入に関する債務負担行為	平成11年度から平成32年度まで	10,776,341	平成11年度から平成37年度まで	10,776,341
平成15年度建設に係る特殊学校校舎の工事請負に関する債務負担行為	—	—	平成15年度から平成16年度まで	794,804
第3表				
地方債補正				
(単位 千円)				
起債の目的	補正	前	補正	後
限度額	起債の方法	利率償還の方法	限度額	起債の方法
利率	償還	の方法	利率	償還
の方法	の方法	の方法	の方法	の方法

自然環境対策費	75,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	186,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
石狩東部広域水道対策費	—	—	—	—	99,000	—	10%以内	—
石狩西部広域水道対策費	—	—	—	—	108,000	—	10%以内	—
消費生活協同組合振興対策費	—	—	—	—	4,000	国庫からの借入れによる。	3%以内	据置期間を含め7年以内において、年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
社会福祉施設整備費	8,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	530,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
すべての人にやさしいまちづくり推進事業費	—	—	—	—	159,000	—	10%以内	—
直轄土地改良事業費	4,186,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	11,186,000	—	10%以内	—
農道整備特別対策事業費	562,000	—	10%以内	—	879,000	—	10%以内	—
農業試験場施設整備費	373,000	—	10%以内	—	427,000	—	10%以内	—
農地調整対策費	—	—	—	—	120,000	国庫からの借入れによる。	0	据置期間を含め25年以内において、年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

臨時漁港海岸保全施設整備特別対策事業費	249,000	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	448,000	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
林道整備特別対策事業費	148,000	10%以内	据置期間を含め50年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	230,000	10%以内	据置期間を含め50年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時治山施設整備特別対策事業費	966,000	10%以内		1,750,000	10%以内	
森林整備費	876,000	10%以内		1,179,000	10%以内	
		総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。10%以内			総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。10%以内	
直轄道路事業費	29,376,000	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	59,376,000	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時道路整備特別対策事業費	18,914,000	10%以内		30,881,000	10%以内	
地域道路整備特別対策事業費	3,197,000	10%以内		6,430,000	10%以内	
みどりの道・川づくり特別対策事業費	183,000	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	202,000	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時河川整備特別対策事業費	2,816,000	10%以内		5,212,000	10%以内	
臨時砂防施設整備特別対策事業費	881,000	10%以内		1,613,000	10%以内	
臨時海岸保全施設整備特別対策事業費	847,000	10%以内		1,561,000	10%以内	
臨時街路整備特別対策事業費	2,421,000	10%以内		4,881,000	10%以内	
土地区画整理組合資金貸付事業費	—	—	—	107,500	0	据置期間を含め8年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
				国庫からの借入れによる。		
交通安全施設整備費	809,000	10%以内	（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直し	1,357,000	10%以内	（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直し
高等学校施設整備費	7,121,000	10%以内		7,392,000	10%以内	
特殊学校施設整備費	1,684,000	10%以内		1,961,000	10%以内	
住民税等減税補てん債	8,500,000	10%以内		11,000,000	10%以内	

臨時財政対策債	142,000,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。 を行った後においては、当該見直し後の利率） 10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	152,000,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。 を行った後においては、当該見直し後の利率） 10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
地域総合整備資金貸付事業費	—	—	—	200,000	10%以内	
合 計	470,475,000			545,761,500		

平成15年度北海道札幌医科大学医学部附属病院特別会計補正予算（第1号）					
平成15年度北海道札幌医科大学医学部附属病院特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。					
（歳入歳出予算の補正）					
第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,055,096千円とする。					
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。					
（地方債の補正）					
第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。					
第1表					
歳入歳出予算補正					
歳入					
（単位 千円）					

款 項		補正前の額	補正額	計
6	諸収入	205,727	50,000	255,727
	4 雑入	66,184	50,000	116,184
7	道債	400,000	300,000	700,000
	1 道債	400,000	300,000	700,000
	歳入合計	21,705,096	350,000	22,055,096
		歳出		
款 項		補正前の額	補正額	計
1	病院費	19,912,811	350,000	20,262,811
	1 病院管理費	10,114,685	50,000	10,164,685
	2 病院事業費	9,798,126	300,000	10,098,126
	歳出合計	21,705,096	350,000	22,055,096

第2表

地 方 債 補 正											(単位 千円)	
起 債 の 目 的	補		正		前		補		正		後	
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
札幌医科大学医学部附属病院費	400,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	700,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。				

平成15年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算
平成15年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,082,387千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(地方債)
第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。
(一時借入金)
第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9,000,000千円と定める。

第1表

歳 入 歳 出 予 算		(単位 千円)	
歳 入		歳 出	
款	項	金	額
1 諸 収 入			1,082,387
	1 一 般 会 計 借 入 金		1,082,387
2 道 債			9,000,000
	1 道 債		9,000,000
歳 入	合 計		10,082,387
	歳 出		

款 項		(単位 千円)	
金 額			
1 石狩湾新港地域開発事業費			10,000,000
	1 石狩湾新港地域開発出資金		10,000,000
2 公 債 費			82,387
	1 公 債 費		82,387
歳 出	合 計		10,082,387

第2表

地 方 債				
(単位 千円)				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
石狩湾新港地域開発事業費	9,000,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成15年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)
平成15年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)
第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ450,873千円を追加し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ5,229,404千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算
の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表

歳 入 歳 出 予 算 補 正				
歳 入				
(単位 千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 繰 入 金		263,248	81,994	345,242
	1 一般会計繰入金	263,248	81,994	345,242
2 繰 越 金		69,232	142,009	211,241
	1 繰 越 金	69,232	142,009	211,241
3 諸 収 入		3,914,496	57,991	3,972,487

2 貸 付 金 収 入	3,622,101	57,991	3,680,092
4 道 債	531,555	168,879	700,434
1 道 債	531,555	168,879	700,434
歳 入 合 計	4,778,531	450,873	5,229,404

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 中小企業近代化資金貸付事業費		1,404,679	452,673	1,857,352
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	1,404,679	452,673	1,857,352
3 諸 支 出 金		887,939 △	1,800	886,139
	1 繰 出 金	887,939 △	1,800	886,139
歳 出 合 計		4,778,531	450,873	5,229,404

第2表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	前				後			
	補 限 度 額	起債の方法	正 利 率	償 還 の 方 法	補 限 度 額	起債の方法	正 利 率	償 還 の 方 法
中小企業近代化資金貸付事業費	531,555	中小企業総合事業団からの借入れによる。	1.55%以内	据置期間を含め20年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	700,434	中小企業総合事業団からの借入れによる。	1.55%以内	据置期間を含め20年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成15年度北海道農業改良資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成15年度北海道農業改良資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,025,901千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,988,280千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表

歳 入 歳 出 予 算 補 正				
歳 入				
(単位 千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計

1	繰入金	249,209	314,627	563,836						(単位 千円)
	1 一般会計繰入金	249,209	314,627	563,836	款	項	補正前の額	補正額	計	
3	諸収入	2,132,235	107,120	2,239,355	1	農業改良資金貸付事業費	823,823	815,853	1,639,676	
	2 貸付金収入	2,132,107	107,120	2,239,227						
4	道債	450,097	599,986	1,050,083		1 農業改良資金貸付事業費	823,823	815,853	1,639,676	
	1 道債	450,097	599,986	1,050,083						
5	国庫支出金	0	4,168	4,168	2	就農支援資金貸付事業費	696,337	210,048	906,385	
	1 国庫補助金	0	4,168	4,168						
	歳入合計	2,962,379	1,025,901	3,988,280		1 就農支援資金貸付事業費	696,337	210,048	906,385	
	歳出				歳出合計		2,962,379	1,025,901	3,988,280	

第2表									
地方債補正									
(単位 千円)									
起債の目的	補	正	前	補	正	後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
就農支援資金貸付事業費	450,097	国庫からの借入れによる。	0	据置期間を含め21年以内において、貸付対象者からの償還金を青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の定めるところにより毎年2回国に対し償還する。	588,163	国庫からの借入れによる。	0	据置期間を含め21年以内において、貸付対象者からの償還金を青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の定めるところにより毎年2回国に対し償還する。	
農業改良資金貸付事業費	—	—	—	—	461,920		0	据置期間を含め13年以内において、貸付対象者からの償還金を農業改良資金助成法の定めるところにより毎年2回国に対し償還する。	
合計	450,097				1,050,083				

平成15年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号） 平成15年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。 （歳入歳出予算の補正） 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ178,466千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ356,493千円とする。	2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。 第1表 歳入歳出予算補正 歳入
--	--

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1	繰入金	2,997	3,466	6,463
	1 一般会計繰入金	2,997	3,466	6,463
3	諸収入	42,700	175,000	217,700
	2 貸付金収入	42,680	175,000	217,680
	歳入合計	178,027	178,466	356,493

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1	沿岸漁業改善資金貸付事業費	178,027	178,466	356,493
	1 沿岸漁業改善資金貸付事業費	178,027	178,466	356,493
	歳出合計	178,027	178,466	356,493

平成15年度北海道林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成15年度北海道林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ233,677千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ463,225千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1	繰入金	4,508	5,944	10,452
	1 一般会計繰入金	4,508	5,944	10,452
3	諸収入	85,010	225,835	310,845

2	貸付金収入	85,000	225,835	310,835
4	国庫支出金	0	1,898	1,898
	1 国庫補助金	0	1,898	1,898
	歳入合計	229,548	233,677	463,225

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1	林業改善資金貸付事業費	229,548	229,994	459,542
	1 林業改善資金貸付事業費	229,548	229,994	459,542
2	林業就業促進資金貸付事業費	0	3,683	3,683
	1 林業就業促進資金貸付事業費	0	3,683	3,683
	歳出合計	229,548	233,677	463,225

平成15年度北海道病院事業会計補正予算（第1号）

(総 則)

第1条 平成15年度北海道病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
(資本的収入及び支出)

第2条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	2,285,526千円	233,667千円	2,519,193千円
第1項 企業債	695,000千円	225,000千円	920,000千円
第3項 他会計負担金	1,181,649千円	8,667千円	1,190,316千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,285,526千円	233,667千円	2,519,193千円
第1項 建設改良費	977,506千円	233,667千円	1,211,173千円

(企業債)

第3条 予算第6条の表中限度額を次のとおり変更する。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院建設事業	千円 695,000	総務省、財務省その他からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円 920,000	総務省、財務省その他からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

公 告	
次のとおりプロポーザルの提出を要請する。 平成15年8月5日 北海道知事 高 橋 はるみ	
1 業務概要	オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(1) 業 務 名	カ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定（他都府県においてはこれに類する要領等）による指名の停止を受けていないこと。
(2) 業務内容	キ 都道府県税を滞納している者でないこと。
(3) 履行期限	(2) プロポーザルの選定基準
2 参加資格及び選定基準	ア モデル事業計画内容
(1) プロポーザルの提出者に要求される資格	イ これまでの検討内容
ア 単体企業又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。	ウ 委託業務企画内容
イ 単体企業は、道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）その他の法人であること。	エ 業務実施概要
ウ コンソーシアムは、次の要件をすべて満たしていること。	3 手続等
(ア) 構成員は、民間企業、特定非営利活動法人その他の法人又は個人事業者であること。	(1) 担当部局
(イ) 構成員のうち一員は、道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有するものであること。	郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
エ 単体企業及びコンソーシアムの幹事企業が同一でないこと、かつ、各コンソーシアムの幹事企業等が同一でないこと。	北海道経済部産業振興課中小企業支援グループ
	電話番号 011 - 231 - 4111 内線 26 - 223
	ファクシミリ 011 - 232 - 4112
	(2) 参加表明書作成要領等の交付期間、交付場所及び交付方法
	ア 交付期間 平成15年8月5日（火）から11日（月）まで（土曜日及び日曜日は、除く。午前8時45分から午後5時15分まで）
	イ 交付場所 (1)に同じ。
	ウ 交付方法 直接交付する（郵送等はしない。）。
	(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法
	ア 提出期限 平成15年8月11日（月）午後5時15分（必着）
	イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送等（書留郵便等に限る。）による。

(4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 平成15年8月21日（木）午後5時15分（必着）

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参すること。

4 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。

(3) 企画提案書に関するヒアリングを実施する。

(4) 詳細は、企画提案指示書によること。

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成15年8月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 業務概要

(1) 業 務 名 平成15年度スローフード推進事業の普及啓発資料制作業務

(2) 業務内容 北海道に合った「スローフード」運動について、道民に正しく理解してもらうとともに、運動への参加意欲を喚起するため、「スローフード」の考え方や取組事例などを雑誌で紹介するとともに、その記事をパンフレットにする。

(3) 契約期間 契約締結日から平成15年11月28日まで

2 参加資格及び選定基準

(1) 企画提案書の提出者に要求する資格

過去3年間（平成12年度から平成14年度）に官公庁又は民間事業者と本業務に類似する業務の契約・履行実績があり、かつ道内に営業・運営拠点を持つ法人・団体であること。

(2) 選定基準

ア 本業務を実施するための体制等業務処理能力

イ 「スローフード」の考え方を道民が正しく理解できる表現

ウ 取組事例の紹介など運動への参加意欲を喚起する工夫

エ 写真やイラストなどを使った分かりやすい誌面構成

オ 道民に幅広く効果的に情報を伝える雑誌選定

3 手続等

(1) 担当部室

北海道農政道産食品安全室

郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 27 - 663

ファクシミリ 011 - 232 - 7334

(2) 企画提案説明書の配布期間、配布場所及び配布方法

ア 配布期間 平成15年8月5日（火）から11日（月）まで（土曜日及び日曜日は、除く。午前9時から午後5時まで）

イ 配布場所 (1)に同じ。

ウ 配布方法 直接配布（郵送等又はファクシミリ等による送付は行わない。）

(3) 資格審査申請書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 平成15年8月13日（水）午後5時必着

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送等（書留郵便等に限る。）

(4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 平成15年8月22日（金）午後3時必着

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送等（書留郵便等に限る。）

4 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) その他

ア 企画提案書に関するヒアリングを実施する。

イ 詳細は、企画提案説明書による。

支 庁 告 示

北海道空知支庁告示第8号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年8月5日

北海道空知支庁長 佐 藤 隆

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 深川市稲穂町1丁目2896 - 3 ほか4筆

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 札幌市中央区北1条西10丁目1 - 11
株式会社レパレ 代表取締役 原田 修

3 開発許可年月日及び番号 平成14年12月24日 空建指第14 - 9号

支 庁 公 告

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成15年8月5日

北海道日高支庁長 脇 田 宏 行

1 業務概要

- (1) 業 務 名 日高を訪れる外国人のためのガイドブック作成業務
- (2) 業務内容 日高を訪れる外国人の生活、観光面での利便性を高めるため、管内全域を網羅する主だった生活、観光情報をまとめた外国人向けのガイドブックを作成する。
- (3) 委託期間 契約締結の日から平成16年2月27日（金）まで

2 参加資格及び審査基準

- (1) 企画提案書の提出者に要求される資格
 - ア 道内に活動拠点を有する法人であること。
 - イ 過去に本業務に類似した業務の実績があること（冊子等の印刷物で、制作過程が本業務と類似しているもの。）。ウ 正確な外国語表記のための業務遂行体制が整備されていること（外国語に堪能なスタッフを有していること又は雇用する明確な計画があること。）。エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程に該当しない者であること。
 - オ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (2) 審査基準
 - ア 業務遂行能力
 - (ア) 実施体制
 - (イ) 実施計画
 - (ウ) 過去の実績
 - イ 雇用創出効果
 - (ア) 雇用、就業者数
 - (イ) 雇用者選定の透明性
 - (ウ) 雇用者の状況、年齢層への配慮
 - ウ 提案された業務内容の特徴
 - (ア) 多様なニーズの効率的な把握（範囲、体制、手法）
 - (イ) 多様な情報の効率的な収集（体制、手法、正確性）
 - (ウ) 地域特性を踏まえた掲載情報（選択方針、地域色）

- (エ) 適切な翻訳言語（地域状況への適応）
- (オ) ガイドブックの利便性（構成、デザイン、部数）

3 業務実施に当たっての条件

- (1) 総事業費に占める人件費の割合がおおむね80パーセント以上となること。
- (2) 業務従事者総数に占める新規雇用者数の割合のおおむね75パーセント以上となること。
- (3) 業務従事者総数が5人以上となること。
- (4) 全業務従事者の従事日数の計が280日以上となること。
- (5) 新規雇用者数が4人以上となること。
- (6) 全新規雇用者の従事日数の計が240日以上となること。

4 手続等

- (1) 担当部課
郵便番号 057 - 8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号
北海道日高支庁地域政策部地域政策課
電話番号 01462 - 2 - 2211 内線 2184
ファクシミリ 01462 - 2 - 6542
電子メールアドレス hidaka.chiseil@pref.hokkaido.jp
- (2) 説明書の交付期間等
 - ア 交付期間 平成15年8月5日（火）から19日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）。イ 交付方法 担当部課での直接交付又は北海道日高支庁ホームページより入手（URL <http://www.hidaka.pref.hokkaido.jp/>）ウ 交付時間 午前9時から午後5時まで（直接交付を受ける場合に限る。）。イ 提出場所 (1)に同じ。
- (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法
 - ア 提出期限 平成15年8月22日（金）午後5時まで
 - イ 提出場所 (1)に同じ。
 - ウ 提出方法 持参、郵送等、ファクシミリ又は電子メールによること（郵送等の場合は書留郵便等を利用し、ファクシミリや電子メールの場合は担当部課へ電話照会し、受理されたことの確認をすること。）。イ 提出場所 (1)に同じ。
- (4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法
 - ア 提出期限 平成15年9月16日（火）
 - イ 提出場所 (1)に同じ。
 - ウ 提出方法 持参又は郵送等によること（郵送等の場合は、書留郵便等を利用すること。）。イ 提出場所 (1)に同じ。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口 4の(1)に同じ。
- (4) 提出された企画提案書の内容についてヒアリングを行う。
- (5) 詳細は、企画提案説明書による。

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第54号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年8月5日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
エアシャワー 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 日 平成15年10月22日（水）
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有しているもの。
- (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課入札室
- (2) 入 札 日 時 平成15年8月18日（月）午前11時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便等及び電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出期限及び場所

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提 出 期 限 平成15年8月15日（金）
- (2) 提 出 場 所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課

11 そ の 他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 札幌医科大学事務局管財課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目
電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2254

- (4) この入札及び契約を中止することが有り得る。
- (5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。				
釧路十勝海区漁業調整委員会告示				
釧路十勝海区漁業調整委員会告示第1号				
釧路十勝海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。				
平成15年8月5日				
釧路十勝海区漁業調整委員会会長職務代理者副会長 川崎 一 好				
釧路十勝海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程				
釧路十勝海区漁業調整委員会が保有する個人情報に関する規程（平成7年2月24日釧路十勝海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。				
第5条の見出し中「郵送」を「郵送等」に改め、同条第1項中「郵送」の次に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による送付（以下「郵送等」という。）」を加える。				
第11条（見出しを含む。）及び第15条（見出しを含む。）中「郵送」を「郵送等」に改める。				
附 則				
この規程は、公布の日から施行する。				
釧路十勝海区漁業調整委員会指示				
釧路十勝海区漁業調整委員会指示第1号				
釧路管内白糠町の茶路川河口付近におけるさけ・ます採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。				
平成15年8月5日				
釧路十勝海区漁業調整委員会会長職務代理者副会長 川崎 一 好				
釧路管内白糠町の茶路川河口付近で、次表の左欄に掲げる区域において、同表の右欄に掲げる期間は「さけ・ます」を採捕してはならない。ただし、北海道海面漁業調整規則第45条の規定により、知事の許可を受けたものが採捕する場合は、この限りでない。				
区		域		期 間
河口及び沿岸	沖合方位(真方位)	沖 合		
左海岸	右海岸	左 方	右 方	
100m	100m	151°00′	151°00′	100m
平成15年8月21日から10月31日まで				
この表による河口付近の区域は、左右海岸の当該距離の点と、その点からそれぞれ当該沖合方位における当該沖合距離との点を結んだ線及びそれぞれの当該沖合の点を結んだ線によって囲まれた海面をいう。				
渡島海区漁業調整委員会指示				
渡島海区漁業調整委員会指示第2号				
渡島支庁管内地先海面における定置漁業の保護区域について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。				
平成15年8月5日				
渡島海区漁業調整委員会会長 西田勝美				
1 保護区域				
敷設されている定置漁具から300メートル以内の区域とする。				
2 指示期間				
平成15年9月1日から12月25日まで				
3 保護区域内の行為の禁止				
定置漁業の保護区域内においては、水産動物の採捕を行ってはならない。ただし、漁業権に基づき漁業を営む場合は、この限りではない。				
渡島海区漁業調整委員会指示第3号				
漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、渡島海区における「船舶」を使用して行う「釣漁法」による「さけ」の採捕について、次のとおり禁止する。ただし、北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号）第45条の規定により試験研究等のため「さけ」採捕について知事の許可を受けた者が当該許可内容の採捕をする場合は、この限りではない。				
平成15年8月5日				
渡島海区漁業調整委員会会長 西田勝美				
1 禁止区域				

(1) 榑法華村と恵山町の境界線と最大高潮時海岸線の交点から102度30分の線、戸井町汐首灯台中心点と最大高潮時海岸線との交点から正南の線、最大高潮時海岸線及び同線から沖合1200メートルの線とによって囲まれた区域

(2) 基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第1号 函館市立待岬

基点第2号 北海道水産林務部図根点No.11（北海道水産林務部三角点水D34～）

基点第3号 久根別川河口左岸線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から正南の線と最大高潮時海岸線から沖合1200メートルの線との交点

点2 基点第2号から169度40分の線と最大高潮時海岸線から沖合1200メートルの線との交点

点3 基点第2号から256度の線と基点第3号から正南の線との交点

(3) 久根別川河口左岸線と最大高潮時海岸線との交点から正南の線、上磯町葛登支灯台中心点と最大高潮時海岸線との交点から150度の線、最大高潮時海岸線及び同線から沖合2000メートルの線とによって囲まれた区域

(4) 上磯町葛登支灯台中心点と最大高潮時海岸線との交点から150度の線、知内町と福島町との境界線と最大高潮時海岸線との交点から150度45分の線、最大高潮時海岸線及び同線から沖合1500メートルの線とによって囲まれた区域

(5) 福島町字日の出日の出岬先端と最大高潮時海岸線との交点、同点から135度沖合1500メートルの点及び福島町字白符慕舞岬先端と最大高潮時海岸線との交点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

2 禁止期間

禁止区域のうち、(3)は、平成15年9月1日から11月30日

禁止区域のうち、(1)、(2)、(4)及び(5)は、平成15年10月1日から11月30日

平成15年度渡島海区漁業調整委員会指示第3号

